

# 第137回横浜市都市美対策審議会

## 次 第

日 時 令和6年9月3日（火） 13時から15時30分まで

会 場 横浜市役所共用会議室みなと6・7

### 【次 第】

1 開 会

2 挨 拶

3 委員紹介

4 議 事

(1) 表彰広報部会 部会長代理者の指名について

(2) 横浜市都市美対策審議会運営要領の改正について（審議）

(3) 各部会の開催状況について（報告）

5 閉 会

## 【横浜市都市美対策審議会 名簿】

委嘱期間：令和5年8月7日から令和7年8月6日まで

		氏 名	現 職 等
1	会長	国吉 直行	横浜市立大学客員教授（都市デザイン）
2	委員	青木 祐介	横浜開港資料館・横浜都市発展記念館 副館長
3	〃	荒井 聖輝	公募市民委員
4	〃	加藤 光雄	横浜商工会議所 議員
5	〃	加茂 紀和子	名古屋工業大学大学院工学研究科教授（建築）
6	〃	鴨下 香苗	公募市民委員
7	〃	嵯峨 しのぶ	神奈川県弁護士会 弁護士
8	〃	真田 純子	東京工業大学環境・社会理工学院教授（景観）
9	〃	東海林 弘靖	照明デザイナー・LIGHTDESIGN INC. 代表
10	〃	中島 直人	東京大学大学院工学系研究科教授（都市デザイン）
11	〃	福岡 孝則	東京農業大学地域環境科学部造園科学科教授（ランドスケープデザイン）
12	〃	三輪 律江	横浜市立大学国際教養学部教授（建築・都市計画）
13	〃	山家 京子	神奈川大学建築学部教授（都市計画）

第136回横浜市都市美対策審議会議事録	
議 題	議事1 歴史的風致維持向上計画の策定について（報告） 議事2 各部会の開催状況について（報告）
日 時	令和6年4月22日（月）午後1時00分から午後2時25分まで
開催場所	横浜みなとみらい2 1 プレゼンテーションルーム
出席委員 （敬称略）	荒井聖輝、加茂紀和子、鴨下香苗、国吉直行、嵯峨しのぶ、真田純子、東海林弘靖、中島直人、三輪律江
欠席委員 （敬称略）	青木祐介、大西晴之、福岡孝則、山家京子
出席した 幹事・書記	書 記：松本 光司（都市整備局企画部長） 光田 麻乃（都市整備局企画部都市デザイン室長） 立石 孝司（都市整備局地域まちづくり部景観調整課長）
関係者	議事1：鈴木 淳（都市整備局企画部都市デザイン室担当係長） 議事2：伊藤 三英（都市整備局企画部都市デザイン室担当係長） 新井貴美子（都市整備局地域まちづくり部景観調整課担当係長）
開催形態	公開（傍聴者：1名）
決定事項	
議 事	<p>1 開 会 （国吉会長）</p> <p>本年度の新しい都市美対策審議会を開催するに当たりまして、ご挨拶申し上げたいと思います。横浜の街の魅力を高める取組ということで、様々な局面から幾つかの部会に分かれて取り組んでおります。政策検討部会や景観審査部会、表彰広報部会、措置命令部会の4つの部会に分かれておりますが、この全体の会議で他の部会がどのようにやっているかということも認識しながら、お互いに絡み合って取り組んでいるということで、この全体会議で互いを認識するのは重要だと思っております。</p> <p>ところで、関内のまちづくりはいろいろ今、苦闘しているところですが、関内の中心部に、戦後につくられた防火帯建築というものがあります。そういう中の一部が、著名なジャズのライブハウスのBar Bar Barとあって、もともと若葉運輸という会社の社屋を1984年に改修し、若葉運輸の社長の鶴岡博さんという人が取り組みました。その方が、横浜のジャズ文化をもう少し盛り上げようということで、そこを拠点にジャズプロムナードがスタートしたり、その通りをベイスターズ通りと名づけるとか、横浜が大好きな方なのですが、横浜の歴史的な文化だけでなく、まちづくりにも取り組んでいこうということで、ある意味、地域にこだわる文化の民間側の発信拠点だったところがあります。鶴岡さんが7年前に亡くなって、ある地元のディベロッパーがその後そこを購入したわけですが、ライブハウスは別のビルの地下に移っております。ですから、次の方々が継続するのですが、ビルそのものが地域のシンボルであり防火帯建築ということで、横浜国立大学大学院のアーバニストスクールというチームの方々がそこと交渉して、歴史的建造物の調査とその後のディスカッション、それから、昨日はそこで最後のライブを、地元の横浜にこだわる多くのジャズミュージシャンの方々が集まって3部構成で3回やって、私は2部と3部と両方チケットを買って入りました。なくなったのはしょうがない、惜しいのですが、そういった文化を引き継ぎながら、またどのようにつくっていくかということも考えさせるいい場になったと思います。</p> <p>2 議 事 （1） 歴史的風致維持向上計画の策定について（報告） （国吉会長）</p> <p>それでは、議事（1）の歴史的風致維持向上計画の策定について、担当課から説明をお願いいたします。</p> <p>議事1について、事務局から説明を行った。</p> <p>（国吉会長）</p> <p>ありがとうございました。皆さんから質問を頂きたいと思いますが、少し私のほうからお聞きします。認識としては、これまで横浜市認定歴史的建造物を歴史を生かしたまちづくり要綱で認定してま</p>

いりましたが、それでも一定の助成はしてきたわけです。周辺環境も含めて歴史的風致という位置づけになってくると、国からの補助もあつまりて助成率がさらに高くなるという解釈でいいのか。それが1つ。

もう一つは、特に戦後の建築物については位置づけが曖昧で、ほぼ対応できない状態だったのですが、その中でも防火帯建築や戦後の歴史の取組、戦災復興の歴史的風致といいますか、そういうものが一定の評価をされて、防火帯建築であっても保全活用事業の取組に対して助成しやすくなるというような2つの点が一番大きいのかなという感じがしました。足りないことがあったらご説明いただきたいのですが。

(鈴木係長)

1点目の助成率のお話をさせていただこうかと思っています。やはり横浜市の予算にも限りがあるということがございます。年間3000万円の予算で直近は動いております。3000万円ですと、基本的に3つの物件があったら1000万、1000万、1000万という形になっておりまして、さらにその助成の工事3件以外にも助成を待っている方がいらっしゃいます。なので、この3000万円のうちの半分を国に負担していただけますと、ほかの案件にも回せるということで、今回、この計画を策定する意味合いがあるということになっております。

(光田書記)

ただいまのことに補足しますと、横浜市が行っている民間に対する助成率は変わりません。ただ、横浜市が助成している部分の半分を国が負担することになるので、その分、今、鈴木が申したようにほかの順番待ちをしている案件を早く修繕できていくという仕組みになっております。

2点目につきまして、戦後建築物ということで、旧庁舎も戦後建築物ということになりますが、まずはどれだけのものが、どこに何が残っているのかという、悉皆調査と呼んでいます。全数調査のようなものをしっかりとしまして、どのように保全し、さらに活用していったらいいのかということを含め、今後検討するような段階です。そういったことを経て、歴史的建造物として市の認定ができれば、もちろん助成はできることとなりますので、認定する前に助成できるということではないです。

(国吉会長)

特に戦後建築については何も取っ掛かりがなかったのですが、取りあえず戦後の建築であっても歴史的風致という位置づけで調査対象とすることができるようになったということですね。そこからスタートできるという。分かりました。

あと、歴史的風致ということは、フィジカルな建築物だけでなく、そこでの活動とかそういうのもあるのですが、日本大通りや赤レンガ倉庫の間の活動、にぎわいづくりとかそういうのもあったので、そのにぎわいづくりに対して、歴史的風致に位置づけられれば民間活動を助成していくという道筋はできるということでしょうか。その辺はいかがでしょうか。

(鈴木係長)

ソフトな活動に関しては、基本的には助成はないと考えています。例えば、文化財に関しては文化庁の助成金などがございますが、通常のエリマネ協議会が行うようなソフトな活動に関しては、今回の計画を策定して事業に乗せたとしても助成金はない形になります。

(国吉会長)

位置づけをすることによって、他の部局の活動への助成とか、そういうのもやりやすくなるのかもしれないなと思っておりますが、そういう解釈でよろしいですか。私から、これまでとの大きな違いはどうかということについて、もう一回お聞きしてみました。ほかの委員さんからご質問等ございますでしょうか。真田委員。

(真田委員)

資料の中で、歴史的風致維持向上計画という言葉と、歴史を生かしたまちづくりという言葉が混ざっていると思うのですが、それはどのように使い分けられているのかを教えてください。

(鈴木係長)

歴史を生かしたまちづくりと言われているのは、横浜市が昭和63年から使っている言葉でして、景観的な建物の価値を周辺のまちづくりに生かしていこうという考え方のものがございます。歴史的風致という名前は、歴史まちづくり法に基づいて、先ほど言ったように歴史的な建造物の周りで一体的になった活動があるというところで定義づけられていますので、法律に基づいているものとそうでないものという考え方でよろしいかと思えます。

(国吉会長)

要するに国の制度ということですよ。歴史を生かしたまちづくり要綱は横浜市の制度で、新しく

できた歴史的風致維持向上計画というのは国のほうでつくった、その用語ということですよ。

(光田書記)

前回の審議会の場でご意見を頂いたことと通じるのですが、歴史的風致維持向上計画ではとても局的といいますか、風致も3つのエリアにとどまっておりますので、例えば郊外にある古民家ですとか、そういったものはこの計画に直接的な位置づけがない中で、歴史を生かしたまちづくりというのはそういうものも拾って、もう少し幅広い横浜市の歴史を生かしたまちづくり施策を、歴史を生かしたまちづくりと呼んでいるというようなご説明になります。

(真田委員)

違いは分かるのですが、歴史的風致維持向上計画は国の思惑というか、国としては、重要文化財があって、その周りをその雰囲気をつくっていきましようという話で、歴史を生かしたまちづくりというのはそれとは関係なく、17ページに書いてある「旧きと新しきが混ざり合う」というふうに、街をよくするときに古いものが拠点的であって、新しいものと混ざっていることもよしとするということで、目指すところが違うのではないかという気がしています。なので、歴史を生かしたまちづくりそのものはいいのですが、それをあまり表に出し過ぎると、歴史的風致維持向上計画のお金を使っているのかという話になりかねないのではないかという心配をしています。

(光田書記)

国交省、文化庁、農水省のほうと3年がかりで協議を進めている中で、横浜市が昭和63年に始めた、先生におっしゃっていただいたような、全てを保存しなくても少しでも残してもらって都市づくりに生かしていこうといったところが、この法律の趣旨には入っていない部分もございます。そこをどうしていこうかと話し合った結果、スライド番号でいくと14ページになりますが、2章に歴史を生かしたまちづくりの理念と方針ということで、まだ協議中ではありますけれども、経緯、課題、理念と方針、取組案を横浜市独自のものとして入れさせていただくような方向で話をしております。先日、現地視察もあったのですが、おおむねこの方針で、横浜が少しはみ出ている部分というか、先進的に進めていた部分についても認めていただけるようになっております。

(国吉会長)

分かりました。もう一つ質問ですが、多分、国の制度は、真田委員がおっしゃるように歴史的価値の維持向上みたいなそちらにウエートを置いて、それを活用するとかその辺にはあまりウエートを置いていないところがあって、ただ、国のほうもそれではちょっと行き詰まってしまうのではないかと、柔軟に使っている横浜などでの採用も認めながら、もう少し有効な国の取組にしていきたいという気持ちがあるのではないかと考えています。横浜以前に、たしか高山とか、別のところで歴史的風致維持という感じでやっている都市がありますよね。こういう取組はいつ頃からあったのですか。

(鈴木係長)

この計画、法律は平成20年につくられております。現在、令和5年12月末時点で93都市が認定を受けております。なお、開港都市といわれるものに関しては、長崎市のみ計画認定が終わってしまっていて、横浜市が2番目となります。

(国吉会長)

その他は純粋に歴史都市と言われるところが多かったのですよね。新しさを持っている都市で扱うのは少なかったということですよ。

(光田書記)

おっしゃるとおりでして、金沢市や京都といったところは平成20年に法律ができたときに全部策定してしまっていて、その計画がおおむね一回りし、国交省としても今後インバウンドを含め、いわゆる歴史都市以外の新しい切り口の歴史の見せ方というのも必要だという認識でいらっしゃいますので、開港5都市のような、京都とかに比べると歴史がちょっと浅いような都市でもぜひ計画の策定を支援していきたいということでご意見を頂いています。

(国吉会長)

分かりました。ほかに何かご質問はありますか。

(東海林委員)

皆様大変ご苦勞されて歴史を残そうというお話なのですが、横浜では年間3000万円というお金でやりくりしなくてはいけないというのは、かなりスケール感が悪いのではないかという印象です。これはしょうがない、いろいろなことがあるのだと思いますが、これを見ていましたら、20ページのところに民間の活力というのが書いてありまして、クラウドファンディングとか、ふるさと納税とか、ほ

かにもネーミングライツとかいろいろあるかもしれませんが、やはり規模感としてはこういった民間の活力をどんどん誘発していくようなやり方を考えていかないと、なかなか遅々として進まないのではないかという印象を受けました。その辺の見通しといいますか方策としては今、どんな状況でしょうか。

(光田書記)

民間活力というところも、ふるさと納税制度につきましては歴史を生かしたまちづくりでもう既にあるのですが、これまでは、認定したときの認定プレートをつくり、街なかにあるオール型サインという塔状のサインがあってそういうことに使っていたのですが、そちらのほうにも金額としてはかなり多くの寄附を頂いておりますので、今後こういった保全や活用のほうにも積極的に使っていきたいと考えております。あと、横浜市クラウドファンディング制度もございますので、そちらについても積極的に検討してまいりたいと考えております。

(東海林委員)

やはりある程度お金が必要だと思うので、いろいろな工夫が必要かなと思います。大変だと思いますが、ぜひよろしく願いいたします。

(国吉会長)

ありがとうございます。ほかにご意見は。加茂委員。

(加茂委員)

こういう取組はどんどんやっていくべきだと思っておりますが、私もやはりさっき3000万円と聞いてびっくりしたというか、何に使えるのかなというのが正直なところです。理解が間違っているのかもしれないですが、これが国の認定を受けることでバジェットが6000万円ぐらいにはなるという意味なのですか。そういうことでよろしいですか。

(鈴木係長)

イメージとしてはそうです。例えば、先ほど言ったように1件で3000万円を横浜市が助成した場合は、国が1500万円。残りの1500万円をほかの案件に回せるので、3000万、3000万で6000万というイメージが分かりやすいかと思います。

(加茂委員)

横浜市は、予算的には、今まで持っていた3000万円をそのまま一応キープするという、そこが結局は少なくなるということなのか、ちょっとそこのところ分からないのと、あと、この3000万円をどういうことに使っているのかが一番分からないので、そういうのはホームページとか何かそういうので公開されていたりするものでしょうか。

(鈴木係長)

この3000万円の使い道ですが、まず、公開に関しては、毎年度の予算概要で、都市整備局の予算概要のほうに公開される形になっております。どういう内容にお金が使われているかといいますと、先ほど申したように、歴史を生かしたまちづくりというのは外観保全に重きを置いていますので外観の改修費であったり、先ほどアンケートにもありましたが、耐震に不安があるということもありますので耐震改修、あとは外構の保全とか、そういうものに助成している形になります。

(国吉会長)

よろしいでしょうか。

(加茂委員)

今のところは分かりました。

(国吉会長)

ほかにございますでしょうか。荒井委員。

(荒井委員)

2点ほど質問と提案があります。1つ目の質問ですが、17ページ目に横浜らしさを体感できるまちというふうに、赤文字で「横浜らしさ」とさらっと書いてあるのですが、横浜ではないディベロッパーとかそういう開発事業者に対して、その横浜らしさをどのように説明しているのかということの何かガイドライン的なものがあるのか。横浜らしさというのは結構抽象的な表現かと思うのですが、実際の開発に当たってそういうことを表現するための何か、もちろんみなとみらいにおけるカラーの基調とかそういうのはありますけれども、こういう表現を使うときに、何かもう少し違うレベルのものがあるのかというのが1つ目の質問です。まず、これについて何かありましたらお伺いしたいです。

(鈴木係長)

この横浜らしさは確かに抽象的に書かれていますので、どういうところが横浜らしさかというのは今後、内容を詰めていくところではございますが、歴史的風致ということもありますので、先ほど申したとおり、横浜の開港や山手居留地が感じられるところが横浜らしさということもありますし、例えば都心部だけでなく、郊外部にも田園風景など横浜らしさを感じられるところがございます。人によって横浜らしさをどう感じるのかということとは今後、内容を詰めていきたいと思っております。

(荒井委員)

私も曾祖父の代から横浜に住んでいたりすると、横浜の港の見開きがよかったところが、港に近いところからだんだん高層化することによって、横浜らしさがすごく失われてしまうと。広がった港の空が狭くなるということに対するものすごく強い違和感みたいなところを、結構ご年配の方を中心に感じていらっしゃる部分があったりする中で、見開きがよかったところに高層化が進むことに対して横浜らしさと書かれていることが、例えば市民レベルで見たときの違和感だったり、別に東京でもいいのではないかみたいな話があったりします。何か地域ごとだったり、港のそれこそ象の鼻とかあの辺だったりすると、日本大通りからばんと見開きがあって、海も空も見えて船が見えるみたいなのは極めて横浜らしいという感覚があったりすると思うので、15ページにあるような、例えばどういったものが横浜らしいのかみたいな項目を設けて、それぞれ市民のデータを集めてみるというようなことが、そういった手段として有効なのではないかと感じた次第です。1つ目の質問でした。

2つ目ですが、私も3000万円というのはびっくりしまして、市全体として予算が約2兆円ある中で3000万円というのは、私のアパートは耐震と改修工事で8000万円ぐらいかかり、それもできないなという感じなのです。一方で、相続税の減免措置というのものもあるのですが、逆に課税していくというか、きちきちの建蔽率で建てて、より高収益化を求めるような賃貸だったり、そういったものに対しては累進課税ではないですが、することによって、上がった予算を逆に守るために用いるという形でやったら、数億円ぐらいばつぱと集まるような気もしなくはないので、そういった措置が今後取れるのかどうなのか。不必要とまでは言わないですが、法的には建てられてしまうので、それ以上の収益化が見込めるものに対しては、そういった措置によって予算を割り当ててみたいなことでも何とか守っていくと。経済合理性に基づいた景観まちづくりみたいなのを考えていけるかどうかという、そのあたりのご意見を伺いたいです。

(国吉会長)

ありがとうございました。今回、この件については報告事項で、その内容を深めるということで議論させていただきました。委員さんから、金額が少ないのではないかとということも含めてあるのですが、それでもそういう対応を文化財保護以外にはあまりやっていない都市に比べれば、横浜はやってきた都市だと思います。それで、財源確保のためのいろいろな工夫ということで、こういうことも取り入れていこうと。ですから、ほかにもクラウドファンディングとかにも取り組んだらいいということでもございましたので、そういうことも含めて今後検討していってほしいと思います。あと、横浜らしさというのは、新たな都市デザインのあり方検討という、今後の幾つかの目標に沿って、これまでと全く同じ視点でなくてもいいし、新しく郊外も含めた横浜の在り方や横浜らしさというのを議論していくことも今後出てくるのかなと思いついて、そういうフィルター、物差しも置きながら判断していくことになるかと思いついて、報告ということで、これで終わりたいと思います。では、いろいろ頂いた意見も参考にして、もう少し深めていただければと思います。

(2) 各部会の開催状況について (報告)

(国吉会長)

議事 (2) 各部会の開催状況について、よろしく申し上げます。

議事 (2) について、事務局から説明を行った。

(国吉会長)

ありがとうございました。たくさんのご意見を各部会でやってきたということでもございます。何か補足とか質問とか、各部会に入られている委員の方で補足したいということでもあれば、していただければと思います。

(東海林委員)

ヨルノヨの話が出まして、私は夜担当みたいな立ち位置だと思つたのでコメントだけさせていただきますのですが、私も毎年楽しみにしながら実際に歩いたりしております。例えばこの資料でいうと、

ヨルノヨは、パースの中で空に向けてズバンとサーチライトを上げている印象がありますよね。最近では環境省の光害対策ガイドラインというものがあり、オーストリアを本拠地とする国際照明委員会（CIE）で、包括的な地球上の電気エネルギーのコントロールのために、光害だと。空に向けて光を放つのは駄目だというような国際的な方針になっています。そういうものがありますので、楽しそうに空に向けて空に光を放つということはアウトなのだという理解を、少なくともこの場では共有すべきだろうということで、私は一言申し上げたいということでございます。

（光田書記）

ありがとうございます。担当局ともよく共有して参考にさせていただければと思います。

（国吉会長）

分かりました。ほかにございますでしょうか。中島委員。

（中島委員）

最後にご説明いただきました横浜・人・まち・デザイン賞で、私はこの部会ではないのですが、確認で、まちなみ景観部門というのは公共施設も対象なのですか。

（新井係長）

公共施設も対象になっております。

（中島委員）

事業者さんは横浜市ですが、設計者等、別の方がいらっしゃるの、その方々も含めて表彰するというのでとてもいいなと思いますけれども、自治体によっては、自治体が表彰するときに、事業者が自分自身を表彰するのはちょっとおかしなことだよなというのもあったりして、民間に絞っているところもあったりすると思います。そういう意味ではすごくいいなと思っているのですが、先ほどの歴史まちづくりもそうで、民間への助成は非常に少ない金額だと思いますけれども、恐らく公共建築物や公共の公園にも歴史的なものがたくさんあると思います。要するに、行政が率先して良いデザインをしていったり、あるいは歴史を守っていく姿勢を高めていくことがものすごく効果的というか、民間に対する助成はインパクトが弱かったり、あるいは表彰もなかなか難しいというか、波及としては少ないと思いますが、やはり自分たちの中で公共的なものについては本当にしっかりやっていくのだと。デザインの質を高めていくのだというふうに、このまちなみデザイン賞もそうですが、さらにもっといろいろな仕組みがあるのではないかという気がしています。それはもちろん発注とかそういう仕組みから始まるのかもしれませんが、ぜひこういう公共建築や公共的なデザインの質を高める取組としても、もっともっと発展させていってほしいなという、これは意見です。歴史まちづくりのほうも、先ほど戦後建築とおっしゃっているものの多くは、人々の記憶に残っているのは公共建築が多いと思うのですが、そういったものを横浜市自身がちゃんと活用していくとか生かしていくことをやらないと、多分、民間の建築物に対して言ってもあまり説得力がないと思いますので、ぜひ行政の中でそのあたりも含めて啓発というか、中でレベルを高めていくような試みをやってほしいなと、感想ですが思いました。以上です。

（国吉会長）

ありがとうございました。真田委員。

（真田委員）

先ほどの中島委員の意見とも関連するのですが、新たな都市デザインのあり方検討のほうで、今後の具体的な取組の展開のところを見ると、民間がやる話と横浜市が直接やれる話とが混ざっているなと思っていて、横浜市がやる話でも、別の都市開発や都市計画を担当するところが直接やることと、都市デザイン室がやるのとまた違うと思うので、そういう別の部局でやることもちゃんとここに入っていくような仕組みをどのようにつくるかということも重要だと。民間がやることに対してどういう制度づくりをしていくのかということも重要だと思いますので、今後、これをつくって随時報告と最後のページに書いてありますが、誰が何をやるのかということも明らかにしつつ進めていっていただければと思います。

（国吉会長）

ありがとうございます。ほかに委員の方。多分、これで今日の審議事項は終わりだと思いますが、まだ発言されていない委員の方、せっかくですから全般について何かご意見はございますでしょうか。

（嵯峨委員）

ただいま真田委員がおっしゃられたことについて、私としても思うところがありまして、自然や緑の価値、あと、生物多様性という言葉もちらほら資料の中に見えているところですが、開発というも



のが都市計画法で要件が定められており、横浜市の開発許可基準というもののにのっとった開発に合致していると、郊外の緑地でも開発されてしまうということがあると思います。そこで、この都市美でどこまでというところもあるのですが、縦割り行政にならないような形で、緑の保全とか、そのあたりまで視野を広げるといふのであれば、横のつながりとして開発許可のほうの部門の許可基準とか、そのあたりも突き合わせるとよろしいのではないかと考えました。

(国吉会長)

どうもありがとうございます。具体的には、開発に関する審議を行うような場に都市デザインの視点みたいなものもちゃんと盛り込んで評価して、許可するに際しても工夫を要求するとか、そのようにつながればいいということですね。

(嵯峨委員)

許可もそうなのですが、開発許可基準というのが細かく定められていると思います。その基準の策定は、市に裁量があるところが結構大きいと思います。都市計画法の規定に基づいた基準策定になっていると思うのですが、よその地域に比べてやや甘いといひますか、かなり甘めの規制になっているところもあると考えます。そのあたりも突き合わせていただいて、そうすると予算をかけずとも、その基準を少しいじることで、緑の保全などもうまくいく可能性はあるかと存じます。

(光田書記)

ありがとうございます。直接的に開発の基準をこちらの都市デザインの文脈でいじることは難しいかと思いますが、カラー刷りのパワーポイントの資料10ページで、都市空間のデザインというものを都市マスタープランの中に実現手法として位置づけるというお話をさせていただきました。どのような掲載になっていくかということなのですが、右に行っていたらと、6番の「エリアコンセプトを描き、共有する」というところと「美しい、楽しいといった人の心を動かす都市をつくる」、このあたりを特に強調して掲載していきたいと考えております。このエリアコンセプトを描き、共有するという意味ですが、個々の事業が個別に縦割りで進んでいく中で、地域の持つ魅力や可能性をエリア全体で最大限生かすとすると、例えば環境創造局の事業があつて、道路局の事業があつて、福祉系の事業があつてといったときに、おのおのの事業のエリア全体のコンセプトをまず示して、まちづくりの根幹となる考え方というのを、事業者や市民、行政の中もそうですが、上流のところでも早めに共有することで、その施設をつくり上げていくときの開発の考え方みたいなところの調整をしていくのが都市デザイン行政の役割だと考えています。そういった横つなぎというのを、エリアコンセプトを描き、共有するところに込めた経緯がございます。制度として許可基準をいじっていくことはなかなか難しいかと思いますが、そういったところでご理解いただければと思います。

(嵯峨委員)

ありがとうございます。

(国吉会長)

抽象的な言葉で終わらないで、モデル的な工夫をどこかでやりながら、そのメニューを少し具体的に見せるというのがエリアコンセプトプランみたいなものであれば、事業をされる方も分かりやすいと思うのです。その辺の理解を深めながら呼びかけていけるような素材をつくっていくことが大事ではないかと思ひます。その辺は、今のご意見等も踏まえて検討いただければと思います。

本日の第136回都市美対策審議会につきましては終了したいと思ひます。次の審議会の日程等について何かございますか。

(光田書記)

本日の議事(1)(2)の報告事項につきましては、頂いたご意見を参考に今後進めさせていただきますと思ひます。議事につきましては、議事録を会長に確認いただき、閲覧に供することとさせていただきますと思ひます。

次回ですが、この審議会の親会はおおむね年に2回を予定しておりまして、次回は8月頃をめどに日程調整させていただければと思ひます。

5 閉 会

資 料

・次第、審議会委員名簿、第135回議事録

【議事1】

・資料1 : 横浜市歴史的風致維持向上計画の策定について(報告)

【議事2】

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料２－１　：各部会の開催状況一覧</li> <li>・資料２－２　：各部会の報告概要</li> <li>・資料政策－１：都市デザインのあり方検討</li> <li>・資料政策－２：創造的イルミネーション事業 令和４年度のイベント実施報告</li> <li>・資料政策－３：創造的イルミネーション事業 令和５年度のイベント開催</li> <li>・資料表－１　：「第11回横浜・人・まち・デザイン賞 表彰対象決定！」</li> </ul>
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本日の議事録については、会長が確認する。</li> <li>・次回の審議会は、８月をめどに別途日程調整する。</li> </ul>